

業務及び財産の状況に関する説明書類

第19期 令和6年7月1日から令和7年6月30日

令和7年 8月29日作成

監査法人名 監査法人グラヴィタス

所在地 京都府京都市中京区富小路通三条下る朝倉町528番地

代表者 木田 稔

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

当監査法人は、以下の業務を行なうことを目的とする。

1. 財務書類の監査又は証明の業務
2. 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
(沿革)

財務書類の監査又は証明の業務を目的とし、平成18年12月20日設立。

平成20年5月14日に定款変更し、公認会計士法第2条第2項に規定する業務を行うことを目的に追加。

平成26年7月1日付で大同監査法人を吸収合併し、従たる事務所として大阪事務所を設置。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

主に監査証明業務を行なっている。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

※ 令和7年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4 社	4 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	2	—
④ 学校法人監査	5 2	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	1 7	—

⑦ その他の任意監査	10	—
計	85	4

(4) 非監査証明業務の状況

監査証明業務を実施した会社等に対して、非監査証明業務は実施していない。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

経営の基本方針として「3つの High-quality」の概念を提唱し、行動指針とし、継続的改善に努める。

High-quality Services

私たちは高品質のサービスの提供を最重要課題とする。

High-quality Groups

私たちは高品質の専門家集団を構成し、組織的・戦略的・効率的に行動する。

High-quality Members

私たちは高品質の知識と技術を習得し、更なる飛躍のための自己研鑽に努める。

品質目標として、以下を掲げております。

・高水準な品質の実現

業務の社会的責務を認識し、正確・迅速・適法を厳守し、サービスの仕様や納期などの基本的事項を大切にします。

・組織の活性化と効率化

担当する職務の機能と責任を理解し、チームワークを大切に業務に取り組むとともに、業務の効率化のために努力します。

・必要なスキルの認識と取得

担当する職務に必要な知識や技術を認識しその獲得をするとともに、全員が専門家であることを自覚し、能力向上のための継続的な努力をします。

・品質方針の徹底

「3つの High-quality」の概念の理解を深め、全員の行動指針となるように徹底します。

② 経営管理に関する措置

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、社員会の代表者が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う。

社員会は、全ての監査業務において監査業務の品質が優先されるということを認識し、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させる。営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先することがないよう各管理者の責任を定め、品質管理の方針及び手続の整備や文書化、並びにその支援を行うために十分な資源を用意する。

品質管理責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う。品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を

識別、理解して、適切な方針及び手続を定める。不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理責任者とする。

監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負う。

当法人は、品質管理システムの運用、独立性に係る要求事項の遵守の運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用について責任を割り当てられた者が、それぞれ、品質管理システムに関する最高責任者に対して直接報告することを可能とする伝達経路を定める。

③ 法令遵守に関する措置

専門要員は、業務を実施するに当たって、「職業的専門家としての基準及び適用される法令等」を遵守しなければならないが、当法人は、当該法令遵守のため品質管理のシステムを整備し運用する。

社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返す。

「職業的専門家としての基準及び適用される法令等」は、監査基準・不正リスク対応基準（法令により準拠が求められている場合）・監査基準報告書・監査に関する品質管理基準・品質管理基準報告書、公認会計士法・同施行令・同施行規則、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則・倫理規則・報告書・実務指針・通達その他から構成される。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために 必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

専任の品質管理責任者を選任している。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当監査法人の品質管理担当者は、品質管理専任であり監査業務は実施しておらず、監査証明業務を行うメンバーとの独立性が確保されている。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

令和7年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

以下の事項について合理的な保証を提供し、当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に

確保するため、品質管理システムを整備し運用すること。

- (1) 監査法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- (2) 監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、独立性を含む職業倫理に関する規定に従った責任を果たすために、以下のそれぞれの者に関する品質目標を設定する。

(1) 当法人及びその専門要員

- ① 当法人及びその業務が対象となる職業倫理に関する規定を理解すること。
- ② 当法人及びその業務が対象となる職業倫理に関する規定に関連する責任を果たすこと。

(2) 当法人及びその業務に適用される職業倫理に関する規定の対象となるその他の者（ネットワーク、ネットワーク・ファーム、ネットワーク若しくはネットワーク・ファームに所属する者、又はサービス・プロバイダー等が含まれる。）

- ① 適用される職業倫理に関する規定を理解すること。
- ② 適用される職業倫理に関する規定に関連した責任を果たすこと。

(職業倫理)

当法人は、当法人及び専門要員が、関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定める。監査責任者は、当法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、専門職員がこれを遵守していることを確かめ、監査チームのメンバーが職業倫理に関する規定を遵守していないことに気付いたときには、品質管理責任者に伝達し、専門的な見解の問合せを行うなどの適切な対応をとる。監査チームは、職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された重要な問題及びその問題の解決方法を監査調書に記載する。

(独立性)

当法人は、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定める。品質管理責任者は、当法人及び専門要員が、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期及び必要となる時点において、倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」により独立性に対する阻害要因の有無を調査する。

監査責任者は、当法人の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめる。監査責任者は、関与した会計期間及び翌会計期間の終了する日までの間は、当該監査関与先（連結会社等を含む。）の役員又はこれに準ずるものに就任しない。

(ローテーションの方針及び手続)

当法人は、監査業務の監査責任者等の長期間の関与に関して、方針及び手続を次のように定めている。

- i. 大会社等の監査業務については、監査責任者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付ける。

ii. 大会社等以外で当法人が定める監査業務の主要な担当者が、長期間にわたって継続して同一の監査業務に従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性を決定するにあたっては、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、契約の新規の締結及び更新に対処するために、以下の品質目標を設定する。

(1) 契約の新規の締結又は更新を行うかどうかについての判断は、以下に基づいて適切であること。

① その判断を支えるのに十分な、業務の性質及び状況、並びに依頼人（経営者及び適切な場合には監査役等を含む。）の誠実性及び倫理的価値観に関する情報

② 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って、業務を実施する能力

(2) 当法人の財務上及び業務上の優先事項が、契約の新規の締結又は更新についての不適切な判断につながらないこと。

当法人は、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続に、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価すること、並びに、当該評価の妥当性について、新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な部署又は者により検討することを含める。

業務に係る契約の締結及び更新については社員会にて協議する。業務を実施するための適性及び能力（時間及び人的資源等）を有し、職業倫理に関する規定の遵守が可能であり、関与先の誠実性に問題がない場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行う。契約の更新を決定する際には、当年度又は過年度における監査業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新に与える影響を考慮する。

契約の締結を辞退する原因となるような情報を契約の締結後に入手した場合、当法人及び監査責任者は必要な対応をとる。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定める。監査責任者は、その手続が適切に行われていることを確かめる。

i. 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。

ii. 新規の締結時及び更新時はリスクの程度に応じて、審査会が指名する適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるよう、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する方針及び手続を定める。専門要員の採用の手続については、業務の遂行に必要な適性及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用することに配慮する。

監査責任者の選任に関しては、その職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることを確

かめる。

監査チームのメンバーの選任と必要とされる監督の程度の決定においては、監査業務の理解の程度、実務経験、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する理解、ITの知識及び会計又は監査の特定の領域を含む適切な専門的知識、関与先が属する産業に関する知識及び適切な専門的知識及び職業的専門家としての判断能力並びに当法人の定める品質管理に関する方針及び手続についての理解を検討する。

より質の高い監査を一貫して実施するための十分な時間が与えられていることを含め、適性及び適切な能力を有する監査チームのメンバー（監査責任者を含む。）を業務に割り当てる。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、適切な資源の取得、開発、利用、維持、配分及び割り当てに適時に対処する、以下の品質目標を定める。

（人的資源）

- (1) 専門要員が雇用、育成及び維持され、かつそれらの専門要員が以下の適性及び能力を有していること。
 - ① 実施する業務に関連する知識や経験を有することを含め、より質の高い監査を一貫して実施する。
 - ② 当法人の品質管理システムの運用に関連する活動を行う、又は責任を果たす。
- (2) 専門要員は、その行動と姿勢を通じて品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすための適切な能力を開発及び維持し、また適時の査定、報酬、昇進及び他のインセンティブを通じて責任を負い評価されること。
- (3) 品質管理システムの運用又は業務の実施を可能にする、十分な又は適切な専門要員を有していない場合、人的資源を当法人の外部（すなわち、ネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダー）から調達すること。
- (4) より質の高い監査を一貫して実施するための十分な時間が与えられていることを含め、適性及び適切な能力を有する、監査責任者を含む監査チームのメンバーが各業務に割り当てられていること。
- (5) 品質管理システムにおける活動を実施するために、十分な時間を含む、適性及び適切な能力を有する者が割り当てられていること。

（テクノロジー資源）

適切なテクノロジー資源は、当法人の品質管理システムの運用及び業務の実施を可能にするために、取得又は開発され、適用、維持及び利用されること。

（知的資源）

適切な知的資源は、品質管理システムの運用及びより質の高い監査の一貫した実施を可能にするために、取得又は開発され、適用、維持及び利用される。また、そのような知的資源は、該当する場合、職業的専門家としての基準及び適用される法令等と整合的であること。

（サービス・プロバイダー）

上記の品質目標を考慮した上で、サービス・プロバイダーから調達する人的資源、テクノロジー資源又は知的資源は、当法人の品質管理システム及び業務の実施において利用するにあたり、適切であること。

当法人は、専門要員の教育・訓練に関する方針及び手続を定め、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供する。

(7) 社員の報酬の決定に関する事項

社員は、その行動と姿勢を通じて監査の品質向上に寄与し、その役割を果たすための適切な能力を開発及び維持する義務を負う。社員の報酬は、各社員の行動や姿勢、能力等の評価に基づき社員会が決定し、品質目標の達成とは整合しない財務や営業の事項を優先しないこととする。

(4) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、専門要員に必要とされる適性や能力を維持、開発するため、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供する。全ての専門要員は、必要な継続的専門研修を履修し、品質管理責任者に報告する。専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いる。社員会は、専門要員の評価を行い、報酬及び昇進を決定する。不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供する。

オ. 業務の実施及びその審査

当法人は、より質の高い監査の実施に対処するために、以下の品質目標を設定する。

- (1) 監査責任者が監査業務の品質の管理と達成に対して、監査業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与するという全体的な責任を含め、監査チームが自らの責任を理解し果たすこと。
- (2) 監査チームの指揮及び監督の内容、時期及び範囲、並びに作業の査閲が、業務の内容及び状況、監査チームに割り当てられた資源に基づき適切であること。また、経験の浅い監査チームのメンバーが行う業務については、より経験のある監査チームのメンバーが指揮、監督及び作業の査閲を行うこと。
- (3) 監査チームは、職業的専門家としての適切な判断を行い、また監査業務の種類に応じて、職業的専門家としての懐疑心を発揮すること。
- (4) 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について専門的な見解の問合せを行い、合意された結論に従って対処すること。
- (5) 監査チーム内の監査上の判断の相違又は監査チームと審査担当者若しくは事務所の品質管理システムにおいて活動を実施する者との監査上の判断の相違は、当法人に報告され、解消されていること。
- (6) 監査調書は監査報告書の提出日後に適時に整理され、当法人自らの必要性を満たし、また法令等、職業倫理に関する規定及び職業的専門家としての基準を遵守するために適切に維持及び保存されること。

当法人は、監査業務の実施における品質を保持するための方針及び手続において、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項が適切に伝達されるように定める。

当法人は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務に係る監督及び査閲に関する方針及び手続を定める。

当法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽

表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な者から専門的な見解を得られるようにするための方針及び手続を定める。

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定める。判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、監査チームのメンバーは、速やかに監査責任者に報告する。監査責任者は、報告された事項を、監査チームの他のメンバーとも討議して検討する。また、当該事項を審査会に事前に相談し、必要あるときは、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。専門的な見解の問合せは、監査調書に十分かつ詳細に記載し、必要に応じ、依頼者と助言者の双方が確認する。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。監査責任者は、監査チームがこの手続を適切に実施する責任を負う。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査会との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定める。

監査チームは、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、該当する場合、監査責任者と審査会との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに監査責任者又は品質管理責任者に報告する。監査責任者又は品質管理責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取る。

監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決する。専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化する。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り発行しない。

監査責任者は、監査上の判断の相違が生じた事項やそれが十分に予測される事項に関して、監査チームのメンバーが監査責任者又は当法人内の他の適切な者に報告することができ、これによって不当な取扱いを受けることはないということを適時に監査チームのメンバーに伝達する。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、合議制による審査会において監査業務に係る審査を実施し、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行う。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関するものである。監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものである。

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降とする。

監査責任者は、監査中に識別した重要な事項（審査中に識別されたものを含む。）について審査会と討議し、審査が完了した日以降を監査報告書日とする。

審査は、通常、重要な事項についての監査責任者との討議、財務諸表や内部統制報告書と監査報告書案の検討（特に監査意見についての十分な検討）及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われる。

審査会は、合議制による審査を監査計画の策定から監査意見の形成まで一貫してかつ適時に実施する。審査委員の選任に当たっては、必要な知識、経験、能力、職位等の監査業務の審査を行うために必要とされる資格、客観性を損なうことなく業務に関して専門的な見解の問合せの助言を行うことができる程度、職業倫理に関する規定で要求される独立性を考慮して、その適格性を検討する。

審査委員には、監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有する者であり、当法人の社員かつ公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験等を有する者を選任する。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査会が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれる。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、審査会は、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討する。不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査委員を選任する。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には社員会で審査を実施する。

監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」が適用となる場合、監査報告書案が適切であるかどうかの検討に以下を含める。

- i. 報告すべき監査上の主要な検討事項が監査報告書案に記載されているかどうか。
- ii. 監査基準報告書 701 に基づき監査上の主要な検討事項を記載しない場合、記載しないことが適切かどうか。
- iii. 報告すべき監査上の主要な検討事項がない場合、企業及び監査に関する事実及び状況を踏まえてそれが適切かどうか。

監査報告書案の検討には監査上の主要な検討事項の表現方法の検討も含むものとする。

- (エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定める。

上場会社については、電子調書システムを利用している。監査ファイルの最終的な整理完了後、品質管理責任者がアーカイブ化し、不適切な監査調書の変更を防止する。上場会社以外の紙面調書については、監査ファイルの最終的な整理完了後において品質管理責任者の管理下で鍵のかかる調書ロッカーで保管する。

監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめる。ただし、実施した作業の関連性から、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の監査調書や、連結財務諸表に関する監査と個別財務諸表に関する監査の監査調書を一つの監査ファイルとしてまとめることができる。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から、60日を超えないものとする。

当法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保する。監査チームは、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。したがって、監査調書に記録された秘密の保持のため、正当な理由なく監査調書の全部又は一部を他に示してはならない。また、特に個人情報保護することに関連する法令

等に留意する。

監査調書は、当法人の方針及び手続に従わない追加、変更や削除により、又は媒体の消失や破損により、監査調書に記載された情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が、阻害されることがある。そこで、監査調書の作成、変更又は査閲の履歴を明確にし、監査計画や監査の実施などの各段階において情報を保全する。当法人の方針及び手続に従わない監査調書の変更等を防止するとともに、監査チームやその他の正当な権限を有する者に対し、業務上の必要に応じた監査調書へのアクセスの権限を付与する。

監査調書は 10 年間保存することとし、監査ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまでは、いかなる監査調書であっても、削除又は廃棄してはならない。保存年限が到来した監査調書は、監査関与先のリスク等を勘案の上、監査責任者は、品質管理責任者の承認を得て、廃棄するか、保存年限を延長するかを決定する。

当法人は、監査ファイルの最終的な整理の完了後における監査調書の変更又は追加の履歴を明確にするとともに、品質管理レビューやその他の目的で、当法人外の権限を有する者が監査調書を閲覧できるようにする。監査調書は、本規程に定める期間を保有した後は、保存期限を延長したものを除き、品質管理責任者の承認を得て、速やかに廃棄手続をとる。

(オ)その他

当法人は、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任し、必要に応じ適切に文書化する。不服と疑義の申立ての調査において、品質管理の方針及び手続の整備及び運用に関する不備が発見された場合、又は一人若しくは複数の者が品質管理のシステムに準拠していないことが発見された場合には、品質管理責任者は、適切な是正措置を講じる。また、この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定める。当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するため、不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付け、当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理責任者に書面又は電磁的記録で報告する。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能にするために、品質管理システム及び当法人内外への適時な情報の発信に関して、情報の取得、生成又は利用に対処する、以下の品質目標を設定する。

- (1) 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること。
- (2) 当法人の組織風土が、専門要員と当法人との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識させ強化するものであること。
- (3) 監査チームを含む当法人全体で関連性のある信頼性の高い情報が以下のように交換されること。
 - ① 専門要員と監査チームに情報が伝達されており、また当該情報の内容、時期及び範囲は、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解し、果たす上で十分である。

② 専門要員及び監査チームは、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、当法人に情報を伝達する。

(4) 関連性及び信頼性の高い情報が以下を含め外部の者にも伝達されること。

- ① 当法人から当法人のネットワーク又はサービス・プロバイダーに対して情報が伝達される。該当がある場合、当該情報は、ネットワーク又はサービス・プロバイダーが、ネットワークの要求事項若しくはネットワーク・サービス又はそれらによって提供される資源に関する責任を果たすことを可能にする。
- ② 法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合又は外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するために、外部にも情報が伝達される。

当法人における専門要員及び監査チームへの伝達方法として以下を利用する。

- (1) 文書又は電子メール等の方法で個別に伝達する。
- (2) 法人内研修を通じて周知徹底を図る。

法人内の情報共有として、法人内会議や監査チームにおける協議での発言を促すとともに日常的に風通しの良い風土の醸成に努める。

伝達にあたっては、以下の説明を含み、全ての専門要員に対して伝達する。

- (1) 方針及び手続の内容、達成すべき目的
- (2) 個々人が品質に関して責任を有するとともに当該方針及び手続を遵守することが求められている旨

監査基準報告書 260 に記載した企業等の財務諸表監査を実施する際に、品質管理システムがより質の高い監査を一貫して実施することをどのように支援しているかについて、監査役等とのコミュニケーションを要求する。

監査役等とのコミュニケーションの様式等に以下の事項を含める。

- (1) 財務諸表監査に関連する監査人の責任
- (2) 計画した監査の範囲とその実施時期
- (3) 監査上の重要な発見事項
- (4) 監査人の独立性
- (5) 品質管理システムの整備・運用状況
- (6) 監査の過程で識別した内部統制の重要な不備
- (7) 会計監査人の職務の遂行に関する以下の事項の通知
 - ① 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
 - ② 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
 - ③ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
- (8) グループ統治責任者とのコミュニケーション（該当ある場合）
- (9) 内部統制監査における監査役等とのコミュニケーション（該当ある場合）
- (10) その他の監基報で要求される事項（該当ある場合）

監査人の独立性に関して、上場企業の場合、監査役等とのコミュニケーションの様式等に以下の事項を含める。

(1) 監査チーム及び必要な範囲の当法人の他の構成員、当法人、並びに該当する場合ネットワーク・ファームが、独立性についての職業倫理に関する規定を遵守した旨

(2) 次に掲げる事項

- ① 当法人、ネットワーク・ファームと企業との関係及びその他の事項で、監査人の職業的専門家としての判断により、独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項（当法人とネットワーク・ファームが企業及び企業が支配する構成単位に対して提供した監査及び監査以外の業務について、監査対象期間に関連した報酬金額を含む）
- ② 認識した独立性に対する阻害要因を除去する又は許容可能な水準まで軽減するために講じられたセーフガード

少なくとも以下のいずれかに該当する監査の場合は、当法人の品質管理システムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達しなければならない（規制当局又は日本公認会計士協会による処分の内容、当法人の品質管理システムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれる）。

(1) 公認会計士法上の大会社等の監査

(2) 会社法における会計監査人設置会社の監査

当法人の品質管理システムの外部のレビュー又は検査の結果については、監査契約の新規締結又は更新に際して、直近の状況に基づき以下の事項を伝達し、監査期間中にレビュー又は検査結果を受領した場合には、個々の状況に応じて適宜伝達する。

(1) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー

- ① 対象となるレビュー報告書等
- ② ①のレビュー報告書等の内容及び対応状況

(2) 公認会計士・監査審査会の検査

- ① 対象となる検査結果通知書
- ② ①の通知書の内容及び対応状況

外部とのコミュニケーション（コミュニケーションの内容、時期及び範囲、並びに適切な形式を含む）の際に提供すべき情報を社員会にて定める。また、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項を適切に伝達し、監査責任者は、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項の伝達が行われていることを確かめる。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に際して、監査業務の質に重大な影響を及ぼさないようにするために、以下の品質目標を設定する。

(1) 後任の監査事務所に対して監査上の重要事項を伝達すること。

(2) 前任の監査事務所に対して監査上の重要事項について問い合わせを実施すること。

当法人は、前項の目標に関連して、以下の方針又は手続を定める。

(1) 後任の監査事務所に対して、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報若しくは状況又は企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関連する調書の閲覧に応じるための方針又は手続

(2) 前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要事項について問い合わせるための方針又は手続

(3) 監査実施の責任者が、実施した引継の状況を適切な部署又は者に報告するための方針又は手続
前任の監査事務所となる場合、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続には、
次の事項を含める。

- (1) 会社から監査人予定者の指定に関する通知書を入手した時点から監査業務の引継を開始すること。
- (2) 監査人予定者の指定に関する通知書を受け取った場合は、適時に、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に基づき、監査人予定者及び監査人が監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を誠実かつ明確に提供しなければならないこと。
- (3) 前任監査人が監査契約の締結の辞退又は契約の解除を行った場合、監査人予定者の要請に基づき、監査人予定者が監査契約の締結の可否を判断する前に知っておく必要があると前任監査人が判断した違法行為又はその疑いに関する全ての事実と情報を監査人予定者に提供しなければならないこと。
- (4) 不正リスクへの対応状況、監査基準報告書で監査役等とのコミュニケーションが求められている事項等、監査の過程で識別した重要な事項を、監査人予定者及び監査人に伝達しなければならないこと。これには、監査意見に影響を及ぼした重要な虚偽表示、又は期中交代の場合は監査意見に影響を及ぼす可能性があると判断した当期の財務諸表における重要な虚偽表示に関わる情報又は状況が含まれること。
- (5) 監査人予定者及び監査人に対して以下の監査調書の閲覧の求めに応じなければならないこと
- (6) 監査調書の閲覧方法（複写の範囲を含む。）について、監査人予定者及び監査人と協議しなければならないこと。
- (7) 監査人予定者及び監査人による監査調書の閲覧に関して目的外の利用が制限されていること等を明確にするため、監査人予定者及び監査人との間で、監査調書の閲覧の前に「監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書」を取り交わさなければならないこと。
- (8) 監査人予定者及び監査人に対して監査業務の十分な引継を実施することができない場合においても可能な範囲で監査業務の引継を実施しなければならないこと。
- (9) 監査人予定者及び監査人と実施した監査業務の引継の内容について、相互に確認し、その記録をそれぞれ保管しなければならないこと。
- (10) 業務上知り得た情報を他の者に漏えいし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならないこと。
- (11) 異動監査公認会計士等の意見に関する事項

後任の監査事務所となる場合、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続には、
次の事項を含める。

- (1) 監査人予定者及び監査人は、監査人の交代に際して、倫理規則に定める基本原則を遵守するため概念的枠組みアプローチを適用し、基本原則の遵守の阻害要因を識別しなければならないこと。
- (2) 監査人予定者は、会社に、前任監査人及び監査人予定者に対して監査人予定者の指定に関する通知を書面又は電磁的記録で行うよう依頼しなければならないこと。
- (3) 監査人予定者及び監査人は、会社から監査人予定者の指定に関する通知書を入手した時点から監査業務の引継を開始すること。

- (4) 監査人予定者及び監査人は、前任監査人に対して主に、監査人予定者及び監査人による質問及び監査調書の閲覧によって実施される監査業務の引継を求めなければならないこと。
- (5) 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも監基報 900 に規定されている事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならないこと。
- (6) 監査人予定者は、法令等に従って、監査人の交代に関する手続が会社により適切に行われているかどうか検討しなければならないこと。
- (7) 監査人予定者は、前任監査人から監査業務の十分な引継を受けられない場合には、第三者への問い合わせ、又は会社の経営者や監査役等の背景調査を行う等、他の方法により阻害要因に関する情報を収集し、監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かについて、より慎重に検討しなければならないこと。
- (8) 監査人予定者は、監査人の交代に際して、基本原則の遵守の阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準まで軽減できないと判断した場合は、当該業務の契約を締結してはならないこと。
- (9) 監査人予定者及び監査人による監査調書の閲覧に関して目的外の利用が制限されていること等を明確にするため、前任監査人との間で、監査調書の閲覧の前に「監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書」を取り交わさなければならないこと。
- (10) 監査人予定者及び監査人は、前任監査人と実施した監査業務の引継の内容について、相互に確認し、その記録をそれぞれ保管しなければならないこと。
- (11) 監査人予定者及び監査人は、業務上知り得た情報を他の者に漏えいし、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならないこと。
- (12) 守秘義務が解除される正当な理由に、監査業務の引継を行う場合が含まれており、あらかじめ監査契約書又は監査約款にその旨を明記しなければならないこと。
- (13) 監査人予定者及び監査人は、前任監査人から入手した情報について、監査契約の締結の可否の判断及び円滑な監査業務の引継に役立てるために利用し、それ以外に利用してはならないこと。
- (14) 監査人予定者は、監査契約を締結するか否かにかかわらず、監査契約の締結前に会社から得た情報及び監査業務の引継に関して前任監査人から得た情報に対しても守秘義務を負い、会社とその旨を文書で確認しなければならないこと。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、以下の責任を当法人内部で割り当てる。

- (1) 品質管理システムに関する最高責任
当法人においては最高経営責任者が担う。
- (2) 品質管理システムの整備及び運用に関する責任
当法人においては品質管理責任者が担う。
- (3) 品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任
これには以下の運用に関する責任を含める。
 - ① 独立性に係る要求事項の遵守

② モニタリング及び改善プロセス

当法人においては品質管理責任者が担う。

当法人は、責任を割り当てる際に、その者が以下の要件を満たすかどうかを判断する。

(1) 適切な経験、知識、影響力及び当法人内の権限を有し、かつ割り当てられた責任を果たすための十分な時間を有すること。

(2) 割り当てられた役割及び当該役割の遂行について説明責任を負う旨を理解していること。

当法人における不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を割り当てられた者とする。当法人は、品質管理システムの運用、独立性に係る要求事項の遵守の運用並びにモニタリング及び改善プロセスの運用について責任を割り当てられた者が、品質管理システムに関する最高責任者に対して直接報告することができる体制を整備しなければならない。当法人においては、年に一度、社員会で結果を報告するものとする。

品質管理システムに関する最高責任者、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は、品基報第1号の目的を理解し、要求事項を適切に適用するために、適用指針を含め、品基報第1号を理解する。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、リスク評価プロセスをデザインし適用する。リスク評価プロセスは、品質目標を設定し、品質リスクを識別して評価し、また品質リスクに対処するための対応をデザインし適用するものである。当法人は、品質管理システムの目的を達成するために、品質目標を設定する。

当法人は、品質リスクへの対応の整備及び運用の基礎を提供するために、品質リスクを識別し評価し、以下を実施する。

(1) 品質目標の達成を阻害し得る状況、事象、環境又は行動について理解する。これには以下が含まれる。

① 当法人の性質及び状況について、以下に関連する事項

ア. 当法人の複雑さと運営上の特徴

イ. 当法人の戦略及び業務上の意思決定並びに行動、及びビジネスモデル

ウ. リーダーシップの特徴及び経営スタイル

エ. サービス・プロバイダーから提供される資源を含む、当法人の資源

オ. 法令等、職業的専門家としての基準及び当法人が事業活動を行う環境

カ. ネットワークに属する場合、ネットワークの要求事項及びネットワーク・サービス（該当する場合）の内容及び範囲

② 当法人が実施する業務の内容及び状況について、以下に関連する事項

ア. 当法人が実施する業務の種類及び発行する報告書

イ. 業務の対象となる企業の種類

(2) 品質目標の達成を阻害しうる条件、事象、状況又は行動の有無が、品質目標の達成について、どのように、またどの程度、阻害し得るかを考慮する。

当法人は、品質リスクの評価の根拠に基づき、また当該根拠に応じた方法により、品質リスクに対処するための対応をデザインし適用する。

(1) 以下の事項に係る方針又は手続を定める。

- ① 職業倫理に関する規定の遵守に関する阻害要因を識別、評価及び対処すること。
- ② 職業倫理に関する規定の違反を識別、伝達、評価及び報告し、また当該違反の原因と結果に適時に対応すること。

(2) 当法人は、独立性の保持が要求される全ての専門要員から、独立性の保持のための方針又は手続の遵守に関する確認書を、少なくとも年に一度入手する。

(3) 当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は当法人の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する、不服と疑義の申立てを受領し、調査し、また解決するための方針又は手続を定める。

(4) 当法人は、以下の場合に対処する方針又は手続を定める。

- ① 契約の新規の締結又は更新の前に当法人が認識していれば契約の締結を辞退する原因となるような情報を当法人が契約の新規の締結又は更新の後に知ることとなった場合
- ② 法令等により、契約の新規の締結又は更新を行うことが義務付けられている場合

(5) 当法人は、以下の事項に関する方針又は手続を定める。

- ① 上場企業等の財務諸表監査を実施する際に、品質管理システムがより質の高い監査を一貫して実施することをどのように支援しているかについて、監査役等とのコミュニケーションを要求する。
- ② ①以外に、外部の関係者と当法人の品質管理システムについてコミュニケーションすることが適切な場合
- ③ コミュニケーションの内容、時期及び範囲、並びに適切な形式を含む、外部とのコミュニケーションの際に提供すべき情報

(3) 当法人は、品質管理基準委員会報告書第2号に従って審査に対処し、企業等の財務諸表の監査について審査を要求するための方針又は手続を定める。

当法人は、当法人の性質及び状況並びに当法人が実施する業務の内容及び状況の変化を踏まえ、品質目標の追加、品質リスクや対応の追加又は修正の必要性を示唆する情報を識別するための方針又は手続を定める。そのような情報が識別された場合、当該情報を考慮するとともに、適切な場合には以下を実施しなければならない。

- (1) 追加の品質目標を設定する、又は既に当法人が設定した追加の品質目標を修正する。
- (2) 追加の品質リスクを識別し、評価するほか、品質リスクの修正又は再評価を実施する。
- (3) 追加の対応をデザインし適用する、又は対応を修正する。

当法人は、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続に、以下の事項に適切に対処することを合理的に確保するため、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を含める。

- (1) 不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付けること。
- (2) 当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達すること。
- (3) 監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、当法人の適切な部署又は者に報告すること。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、以下の事項を達成するためにモニタリング及び改善プロセスを定める。

(1) 品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供すること。

(2) 不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じること。

（モニタリング活動のデザインと実施）

当法人は、不備を識別するための基礎を提供するために、モニタリング活動をデザインし、実施する。モニタリング活動の内容、時期及び範囲を決定する際に、以下の事項を考慮する。

(1) 品質リスクに対する評価の根拠

(2) 対応のデザイン

(3) 当法人のリスク評価プロセス、並びにモニタリング及び改善プロセスのデザイン

(4) 品質管理システムの変更

(5) 過去のモニタリング活動の結果、過去のモニタリング活動が当法人の品質管理システムの評価において依然として目的適合的であるかどうか、及び過去に識別された不備に対する是正措置が有効であったかどうか。

(6) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は当法人の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する、不服と疑義の申立て、外部の検証からの情報及びサービス・プロバイダーからの情報を含む、その他の関連情報

当法人は、モニタリング活動において、完了した監査業務の検証を含めなければならず、またどの監査業務及びどの監査責任者を選定するかを判断する。その際には、以下を実施する。

(1) 当法人が行う他のモニタリング活動の内容、時期及び範囲、並びにそのようなモニタリング活動の対象となる監査業務と監査責任者を考慮する。

(2) 監査責任者ごとに少なくとも当法人が定めた一定期間ごとに一つの完了した監査業務を選定する。

当法人は、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる。

(1) 監査契約の新規の締結及び更新

(2) 不正に関する教育・訓練

(3) 業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）

(4) 監査事務所間の引継

当法人は、以下の事項に関する方針又は手続を定める。

(1) モニタリング活動を実施する者が、モニタリング活動を効果的に行うための十分な時間を含む適性及び適切な能力を有すること。

(2) モニタリング活動を実施する者の客観性

当該方針又は手続においては監査チームのメンバー又は審査担当者が当該監査業務の検証を実施することを禁止する。

（発見事項の評価と不備の識別）

当法人は、モニタリング及び改善プロセス自体に関するものを含め、発見事項を評価し、不備が存

在するかどうかを判断する。

(識別された不備の評価)

当法人は、識別された不備の重大性と広範性を以下により評価する。

(1) 識別された不備の根本原因を調査する。調査手続の内容、時期及び範囲を決定する際に、識別された不備の内容及び想定される重大性を考慮する。

(2) 識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価する。この評価は識別された不備について個別に、及び他の不備との組み合わせにより実施する。

(識別された不備への対処)

当法人は、識別された不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、適用する。

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、是正措置に関して以下を実施する。

(1) 是正措置が、識別された不備と関連する根本原因に応じて適切にデザインされているか評価し、また、適用されているか判断する。

(2) 過去に識別された不備に対処するために適用された是正措置が有効であるか評価する。

是正措置が適切にデザイン及び適用されていない、又は有効でないと判断された場合、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、是正措置が適切に修正され有効であると判断できるまで、適切に対処する。

(特定の業務に関する発見事項)

監査業務の実施過程で要求される手続が実施されていなかった、又は不適切な監査報告書が発行されたおそれがあることを発見事項が示唆している場合、当法人は以下を含めてその状況に対処する。

(1) 関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守するための適切な措置を講じる。

(2) 監査報告書が不適切であると考えられる場合、法律家に助言を求めるかどうかの検討を含め、その影響を考慮して適切な措置を講じる。

(モニタリング及び改善に関する継続的なコミュニケーション)

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、品質管理システムに関する最高責任者、並びに品質管理システムの整備及び運用に関する責任者へ、以下の事項を適時に報告する。

(1) 実施したモニタリング活動の内容

(2) 識別された不備及びその重大性及び広範性

(3) 識別された不備に対処するための是正措置

当法人は、監査チーム及び品質管理システムにおいて活動を実施する者へ上記に記載された事項を伝達し、各自がその責任に応じて迅速かつ適切な措置を講じることを可能にする。

(品質管理システムの評価)

品質管理システムに関する最高責任者は、品質管理システムを評価する。当該評価は、特定の基準日において、少なくとも年に一度実施する。

前項の評価に基づいて、品質管理システムに関する最高責任者は、以下のいずれかの結論を下す。

(1) 品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している。

(2) 品質管理システムの整備及び運用について、重大ではあるが広範ではない識別された不備を除き、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提

供している。

(3) 品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していない。

品質管理システムに関する最高責任者が、上記(2)又は(3)の結論に達した場合、当法人は以下の事項を実施する。

(1) 迅速かつ適切な措置を講じる。

(2) 以下の者に伝達する。

① 監査チーム及び品質管理システムにおいて活動を実施する者

② 監査役等の外部の者

当法人は、品質管理システムに関する最高責任者、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者それぞれの定期的な業績評価を実施しなければならない。その際、当法人は、品質管理システムの評価結果を考慮する。

④業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

品質管理システムに関する最高責任者は、当法人の会計年度の末日を基準日として品質管理システムを評価した。評価の結果は、以下の通りである。

品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供している。

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、品質管理システムに関する最高責任者並びに品質管理システムの整備及び運用に関する責任者へ以下の事項を適時に報告する。

(1) 実施したモニタリング活動の内容

(2) 識別された不備及びその重大性及び広範性

当該モニタリングの内容を、品質管理システムに関する最高責任者が、(1) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等が遵守されているかどうか。(2) 品質管理のシステムが適切に整備され有効に運用されているかどうか。(3) 品質管理の方針及び手続が適切に遵守されており、発行する監査報告書が状況に応じて適切であるかどうか。という観点から検討した結果、品質管理システムに重要な不備はなく、品質管理システムの目的が達成されていると評価した。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当なし。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

業務執行社員が実施した監査手続の結果をもとに意見を形成し、審査会において、その内容について審査している。なお、当法人には特定社員はおりません。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

令和6年12月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

品質管理システムに関する最終的な責任を持つ最高経営責任者が、業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることについて確認している。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士の氏名又は他の監査法人の名称

該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 当該提携上の提携の内容

該当事項なし

6. 外国当法人等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国当法人等の商号又は名称

Baker Tilly International

(2) 提携を開始した年月

平成19年10月30日

(3) 業務上の提携の内容

メンバーファームへの加入

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

当監査法人は、Baker Tilly Internationalの我が国におけるメンバーファームである。但し、各国のメンバーファームはBaker Tilly Internationalとは人的・資金的・経済的に独立している。

Baker Tilly Internationalに加盟するそれぞれ独立した会計事務所は、提供するサービスの品質向上に努めることにより相互の価値を高める。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
10人	一人	10人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

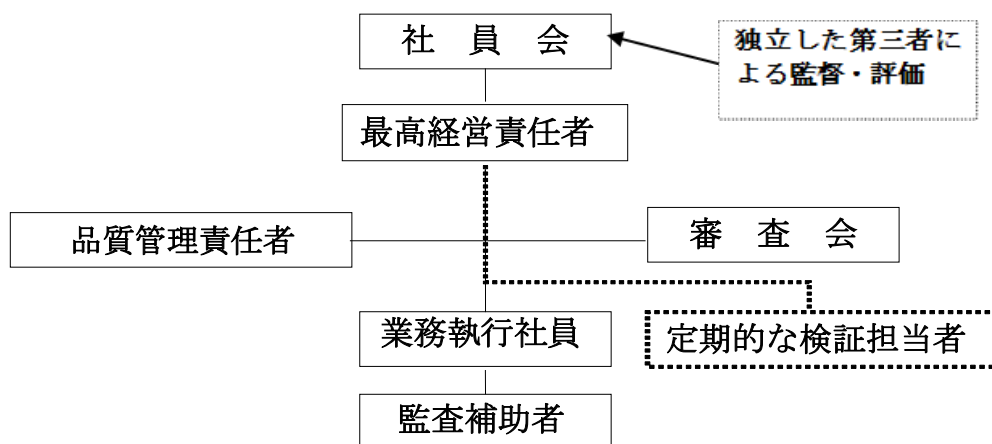
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	最高意思決定機関	10人	一人	10人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 監査法人 グラヴィタス	京都府京都市中京区富小路通三条下る朝倉町 528 番地	7人	一人	7人	6人
(従) 監査法人 グラヴィタス 大阪事務所	大阪市中央区北久宝寺町二丁目 2 番 7 号	3人	一人	3人	一人

四. 監査法人の組織の概要

(令和7年6月30日現在)



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第18期 令和5年7月1日～ 令和6年6月30日	第19期 令和6年7月1日～ 令和7年6月30日
売上高		
監査証明業務	210,025	238,123
非監査証明業務	22,829	39,063
合 計	232,854	277,186

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため添付しない。

3. 2に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため添付しない。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

金下建設株式会社

オーベクス株式会社

ネクストウェア株式会社

昭和化学工業株式会社

以 上